

閱覽用

令和2年 第5回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年5月8日
神崎市農業委員会

令和2年 第5回神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月8日(金) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

傍聴者 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	欠
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	欠
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

2番 末吉利文副会長 4番 野田 豊委員

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農
用地利用集積計画 利用権設定関係について 84件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

- 報告第1号 非農地通知について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
12件
報告第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 1件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

【農政水産課職員】

農政水産課 主事 川端晃博

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、会場の換気と、席間隔の確保などに努めております。また、長時間の集まりを控えるため、議案書などを事前に送付し、ご確認いただいております。

円滑な議事の進行について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第5回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、おはようございます。もう5月に入ってですね、麦の方も熟れ始め、山間部の方ではもうそろそろ田植えということで、大変忙しくなる季節となったところです。

皆様、どうか体を大事に管理されて、忙しい時期にご活躍なさっていただきたいと存じます。

それでは、只今から令和2年 第5回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

ありがとうございます。本日の出席委員は11名です。

3番 城野委員、10番 福田委員より欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 末吉副会長と 4番 野田委員を指名します。 よろしくお願ひします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 84件

議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

報告第1号 非農地通知について 2件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 12件

報告第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 1件

以上、5議案の93件と、3報告の15件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町田道ヶ里 字〇〇 〇〇番、〇〇番の田2筆及び池沼1筆の2，261㎡です。転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に除外の決定がなされており、農地区分は、宅地化の状況が住宅地などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域で第2種農地と判断され、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中推進委員とともに、5月1日に利用権設定等の確認を法人と行いまして、5月7日の方に現地状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の4ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町本告牟田 字〇〇 〇〇番、〇〇番の畑2筆の456㎡です。 転用の目的や理由、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外は平成29年8月に除外の決定がなされており、農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、用地選定を行った上で、住宅で集落に接続して設置されるものとなり、許可されます。 位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の2番 末吉副会長のご意見をお願いします。

2番 末吉副会長 【地区担当委員の意見】

2番の末吉です。 2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の中牟田推進委員とともに、5月3日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、周りが申請者名義の土地しかなく、転用事業の目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており、区長さん、生産組合長さんの地区の同意もありますので、

問題は無いものと思われます。委員のみなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いいたします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番から6番を一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に一括して説明】

受付番号4番を除く1番から6番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。また、受付番号4番については、賃借権の設定となっております。申請地の位置図を9ページから12ページに添付しております。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たして、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われます。

なお、受付番号4番は、受付番号2番、3番と関連する申請であり、農事組合法人の構成員である貸付人から所属法人への貸付を必要とするものです。

また、8ページの受付番号6番についてですけれども、譲受人の経営面積が50アールに達していませんが、議案書12ページをご覧ください。

12ページの位置図のとおり、申請地は、譲受人が所有している隣接農地

が南側にありますけれども、これと一体利用しなければ耕作が困難な農地になっておりましたので、補足説明用に別紙を配布しておりますが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定に照し合せた上で、譲受人の取得を認めることは適当だと考えております。

今一度12ページの位置図をご覧いただきたいんですけど、申請地の南側と申しましたけれど、水路が食い込んでいるような形に見えますと思いますが、こちらの水路なんですけれども、既に払い下げを行ってございまして、既に譲受人が畑として利用、耕作を開始されております。こちらの畑と併せて今回の申請農地を一体活用するという形で、先ほど説明しました農地法施行令第2条等の規定に照し合せて、50アール未満の経営面積ですが、取得を認めることが適当ではないかと考えたところでございます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号、受付番号1番から6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、

農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規3件、再設定41件、計44件

内訳は、田114筆 179,990㎡、畑2筆 590㎡、計116筆 180,580㎡

千代田町 新規6件、再設定33件、計39件

内訳は、田65筆 180,254.07㎡、畑1筆 40㎡、計66筆 180,294.07㎡

脊振町 新規1件、内訳は田1筆 1,358㎡

神崎市合計84件、内訳は田180筆 361,602.07㎡、畑3筆 630㎡、計183筆 362,232.07㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。内訳は、田9筆 17,624㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定についてですが、議事参与の制限に係る案件を先に審議します。 6ページの番号29番は、〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員の退室を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、神埼町再設定29番の申し出について説明します。

内訳は、田1筆 1, 203㎡となっております。 その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号29番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。 それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、議案書3ページから8ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定

の番号29番を除いた案件について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

先程の29番を除き、議案書3ページの神埼町再設定1番から8ページの41番の申し出について説明します。内訳は、田104筆 161, 163㎡、畑2筆 590㎡、計106筆 161, 753㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号29番を除いた案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書9ページの農用地利用集積計画、千代田町新規についてですが、議事参与の制限に係る案件を先に審議します。番号5番は、〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員の退室を確認)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書9ページの千代田町新規5番の申し出について説明します。内訳は、田2筆 6, 362㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

んか。 はい、12番真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

12番の真島です。 これは質問じゃないですが、土地の地番に※印の表示がありますよね。 こんな地番があつとですかね。 このような表示は見たことがないもんですんで、それを聞きたいです。

事務局

お答えします。 これはですね、一つの筆を分けて使用されるにあたって、これは農地台帳システム上、分けて管理するために便宜上印をつけさせていただいているという形になります。 一筆を2者が分けて管理されているということです。

12番 真島委員

だったら、ひとつが※1で、もうひとつが※2ってことになるわけですね。

事務局

はい、そうです。

12番 真島委員

はい、わかりました。

議長

よろしいですか。 他にありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

はい。 ないようですので質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規の番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。 それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員の入室、着席を確認)

議長

次に、9ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号5番を除いた案件について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

先程の5番を除き、議案書9ページの千代田町新規1番から6番の申し出について説明します。内訳は、田7筆 17,707㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規の番号5番を除いた案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、10ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定ついてですが、議事参与の制限に係る案件を先に審議します。

11ページの番号11番から14番は、〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員の退室を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書11ページの千代田町再設定11番から14番の申し出について説明します。内訳は、田8筆 20,470㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号11番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員の入室、着席を確認)

議 長

続いて、議事参与の制限に係る案件を審議します。13ページの番号30番と33番は、〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員の退室を確認)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書13ページの千代田町再設定30番と33番の申し出について説明します。内訳は、田7筆 13, 910㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号30番と33番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。 それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員の入室、着席を確認)

議 長

次に10ページから13ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定の、先の審議分を除いた案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

先程の11番から14番および30番と33番を除き、議案書10ページの千代田町再設定1番から13ページ32番の申し出について説明します。

設定する内容は、田41筆 121, 805.07㎡、畑1筆 40㎡、計42筆 121, 845.07㎡となっております。 その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

はい、12番真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

12番の真島です。 あの、29番の字の読み方を教えてください。 それと、ここも地番にAと付けられていますが、これもさっきと同じで一筆を分けてあるってことですね。

事務局

これは「やぶさめかご」です。

議 長

「やぶさめかごり」かな。

事務局

「かご」か「ごもり」だったと思いますが…。

12番 真島委員

ありがとうございました。

議 長

よろしいですかね。 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定の、先の審議分を除いた案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、14ページの農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書14ページの、脊振町新規1番の申し出について説明します。 設定する内容は、内訳は田1筆 1, 358㎡となっております。 その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課 入室)

(議案第5号 農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。 議案第5号、農振除外申請に

伴う事前審査について議題とします。 議案書に基づき、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第5号、議案書を基に説明】

おはようございます。 農政水産課の川端と申します。

議案第5号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。

説明に移る前に、議案書の内容に訂正がございます。 議案3ページの農振除外による変更面積について、お手元の資料では980㎡となっているかと思いますが、こちらが分筆登記の関係で、変更する面積が984㎡となりました。 お手数ですが、お手元の資料の訂正をお願いいたします。 それでは改めて説明いたします。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

神埼町1件の申請となっております。 説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順に従って説明をさせていただきます。 なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

申請番号1番、西郷地区大字姉川の〇〇として、田1筆のうち一部で面積984㎡となっております。 この案件の詳細につきましては、添付資料の確認をお願いいたします。 神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。 はい、12番真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

すいませんが、この案件は移設って言葉を使っているんですが、私は、移設というのは元の建物を移設するという感じがするんですけども、そうじゃなくって建て替えやろ？

農政水産課

そうですね。 今回は河川改修工事に伴いますものでありまし…

12番 真島委員

移設ってということじゃなくって、建て替えてことやろ？

農政水産課

そうです。 新しく建て替えるってということになります。

12番 真島委員

この総括表だけじゃなくって、変更申請書でも建て替えするとか移設すると

かあるから、これは統一せにゃいかんやろ？ こいは公文書ですからね。

農政水産課

はい、わかりました。今の件につきましては適切に訂正等対処させていただきます。

12番 真島委員

はい、お願いします。

議 長

よろしいですかね。他にありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(審査採決)

議 長

議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議 長

以上で、議案第5号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。
農政水産課の方は、お疲れさまでした。
(農政水産課 退室)

(報告第1号 非農地通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。報告第1号、非農地通知の発出についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号、非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に非農地通知を発出するものがあります。

今回、非農地通知する土地については、1ページに記載しております。

先ず番号1番、名義人〇〇氏、土地の所在は脊振町服巻 字〇〇 〇〇番の外1筆で、合せて734㎡であります。場所につきましては資料の2ページと3ページをご覧ください。

次に番号2番、名義人〇〇氏、土地の所在は神埼町本告牟田 字〇〇 〇〇番の851㎡となっております。場所につきましては資料の4ページをご覧ください。

以上合計3筆の1,307㎡であります。現地は、既に非農地化していることを確認いたしました。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異議なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(はい、の声あり)

議 長

無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

(報告第2号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。

事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページの受付番号1から4ページの12番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(はい、の声あり)

議 長

無いようですので、報告第2号については報告のとおりです。

(報告第3号 農業委員会事務の実施状況等の公表)

議長

次に、別冊の報告第3号をご覧ください。 報告第3号、農業委員会事務の実施状況等の公表についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第3号、報告書を基に説明】

報告第3号、農業委員会事務の実施状況等の公表について説明いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律等により、毎年、農地等の利用の最適化の推進など、農業委員会における事務の実施状況について公表することになっておりますので、活動計画及び活動の点検・評価を総会にてご報告いたします。

まずは、資料の後の方に綴っております、別紙様式2の令和元年度の活動の点検・評価についてです。 様式2の2ページは担い手への農地の集積・集約化についてです。 3ページは新規参入の促進状況についてです。 4ページは遊休農地対策、5ページは違反転用への対応となっております。

また、8ページには、農業者など皆様方から要望・意見があった、農地あわせん価格の見直し、下限面積の検討などの対応を上げております。

次に、別紙様式1の令和2年度の活動計画案についてです。 元年度の活動結果を踏まえまして、それぞれの項目について課題を上げ、そして今年度の推進目標と活動計画を設定したものであります。 説明は以上です。

議長

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議長

よろしいでしょうか。

(はい、の声あり)

議長

無いようですので、報告第3号については報告のとおりです。

議長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第5回神崎市農業委員会総会を閉会します。 ご審議ありがとうございました。

10時30分 閉会